

# 令和8年度「かわさきジュニアベンチャースクール」実施業務委託仕様書

## 1 目的

本市は、明治時代後期の大工業都市としての発展からはじまり、昭和時代後期の公害問題に伴う生産機能の市外移転、その後の産業空洞化を受け、平成時代には、ものづくりから研究開発へと機能を大きく転換していった。また、本市の産業政策についても、その変化に合わせ、新川崎地区や殿町地区といった研究開発拠点の形成を進めてきたところである。

そのような背景から、新産業の創出を担う産業人材が集まっていることを受け、本市では、次代の本市産業を担う人材を育成するため、令和3年度より、小中学生向けにアントレプレナーシップ<sup>(※)</sup>を醸成する講座(かわさきジュニアベンチャースクール(以下、「KJVS」という。))を実施してきた。

今年度も、本事業の特徴である、『産業界との連携』や『単なる起業家教育ではなく、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探索したりすることができる知識・能力・態度を身に付けること』をコンセプトとして、KJVSを開催する。

(※)アントレプレナーシップ…様々な困難や変化に対し、与えられた環境のみならず、自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神・力のこと

## 2 契約条件等

### (1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月18日(木)まで

### (2) 履行場所

川崎市内 他

### (3) 契約の種別

委託契約

### (4) 契約方法

企画提案方式による随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

### (5) その他

プログラムの実施場所については、原則として、本市において減免可能な施設(かわさき新産業創造センター等)、又は市内企業等が無料で提供する会議室等を利用するものとする。

## 3 委託業務の内容

### (1) 実践講座(7日間の講座)の実施に関する業務

#### ア プログラムの設計

小・中学生を対象として、「自ら課題を見つけ、チームをつくり、解決策を検討し、試作・実証して発表する<sup>(※1)</sup>」など、課題解決の一連の流れを体験するというコンセプトの下、本市と十分に協議の上、全7日間(1日4時間×7日間=28時間程度)のプログラムを設計する。

また、本事業は『外部講師(市内起業家・技術者等)との交流』を特色としているため、プログラムの中に外部講師による講演<sup>(※2)</sup>を組み込むこと(3日間・3名程度)及び、講演内容と課題解決の体験を紐づけたプログラムとすることを必須とする。(外部講師の選定等については3(1)オ参照)

なお、講座の実施期間としては、7月27日(月)～8月5日(水)、8月17日(月)～8月23日(日)のうち7日間(最終発表会含む)とする。

(※1) カギ括弧の一連の流れは例であり、課題解決の体験をどのような内容で提供するかは委託業者の提案要素とする。

(※2) 外部講師(市内の起業家・技術者等)には、講演にて「起業や社会課題解決に対する想い」など、アントレプレナーシップを学ぶ動機となる話をしていただくとともに、質疑を通じた子供との交流及び最終発表会での講評等を行って

ただくことを予定している。

#### イ プログラムの対象者・定員

- a 川崎市内に在住又は在学している（保護者が在勤している場合も含む）小学5年生～中学3年生
- b 20名から30名程度

#### ウ プログラムの広報

次の媒体を活用し、参加者の公募及びプログラム実施報告等に関する情報発信を行う。なお、最終的な印刷部数や納入方法・納入先、活用するSNS等については、本市と協議の上、決定する。

- a フライヤーの制作・印刷（PDFデータの納入に加え、市内私立小・中学校及び関連施設向けに約5,600部印刷する。印刷物については、30部を1単位とし、単位毎に合紙等を挿入した上で、別添送付先リストに基づき各学校へ直接納入する）
- b 専用ホームページの設立・運営（当該ホームページは契約期間に亘り運営し、参加者募集～事業実施結果報告まで行う）
- c SNS（X、Facebook、Instagram等）による情報発信

#### エ 参加者の募集（選定）

参加者募集の広報は3(1)ウのとおり実施するが、募集フォームについては、個人情報有するため、本市が指定するフォームを利用する。また、参加希望者に入力してもらう情報については、本プログラムの実施に必要なもののみとし、本市と協議の上、決定する。

抽選ではなく選考方式を採用する場合は、選考基準、採点表など、選定に必要な資料を作成するとともに、受託者にて一次審査を実施の上、本市の承認を経て参加者を決定する。

#### オ 外部講師（市内起業家・技術者等）に関すること

- a 外部講師の選定  
3(1)アに示した『外部講師（市内の起業家・技術者等）との交流』に向けて、講演に登壇する講師を3名程度選定し、本市と協議の上決定する。
- b 連絡調整及び謝金の支払い  
登壇に向けた外部講師との連絡調整や事前レクチャーを本市と協力して実施する。なお、登壇した講師への謝金は1名あたり33,000円（税込）を基本とし、受託者の負担とする。
- c 講演映像の記録  
外部講師の講演映像を、川崎市先端科学技術副読本等の電子コンテンツで活用するため、受託者において、講演全体の動画（mp4形式等の動画データ）を、講師が使用するスライドとともに撮影する。  
また、スライドについては、動画データをコンテンツ化した際にワイプで使用できる解像度を保つものとし、画角については、本市で確認の上、決定する。

#### カ 講座の運営

次の点に留意し、講座当日の運営を行う。

- a 駅～会場間の送迎、会場周辺の案内等に要するスタッフの確保（会場に応じて）
- b 会場の設営・撤収などイベント前後に発生する作業に要するスタッフの確保（作業量に応じて）
- c イベント運営に要するスタッフの確保（司会、メンター等を含み5名以上。子供たちがチームを設立するプログラムの場合、チーム数を考慮したスタッフを確保する。市職員は基本的に事業全体の管理を行うものとし、当該人数には含めない。なお、本イベントは、『参加者の課題等を十分把握の上、参加者に対し成長を促す提案・助言を積極的に行う』必要があることから、スタッフについては、実践講座期間を通じて可能な限り固定メンバーとする（頻繁な入替えを行わない。）
- d 運営に必要な物品等（工作用具、文房具等）の用意
- e レクリエーション傷害保険等への加入

#### キ アンケートの実施（参加者に対する事業実施効果の検証）

受託者は、参加者に対して、事業終了後に（必要に応じて事業開始前にも）アンケートを実施し、その結果を踏まえ、参加者に対する事業実施効果の検証を行う。なお、アンケートには、参考として次の項目等を含める。

- a 日々の生活における考え方の変化  
（自ら課題を発見し、解決に向けて行動する体験をして、感じたこと・変わったこと）
- b 将来の職業選択等に対する意識の変化
- c 起業家や研究者等に対するイメージの変化

## (2) 体験講座（半日の講座×3回）の実施に関する業務

体験講座については、市内企業と連携して、簡易なものづくりや科学技術体験等を提供し、技術や課題解決への意識を醸成するとともに、より本格的な講座である実践講座への参加を促すものである。

本講座は、科学技術体験等を提供する市内企業等と川崎市が連携して実施するものであり、基本的に“プログラムの設計から当日の運営まで”川崎市が直接的に行うものとしている。

実践講座と体験講座は別プログラムとして実施するものであるが、『体験講座を通じて技術や課題解決への意識を醸成するとともに、より本格的な講座である実践講座への参加を促す』というプログラムのつながり・連続性を考慮し、受託者は、体験講座の広報（フライヤーの制作、実践講座ホームページやSNSを活用した広報及び参加者の募集）を実践講座と一体的に実施する。また、必要に応じて体験講座当日の運営補助を行うものとする。

### ア プログラムの広報

フライヤーの制作に加え、(1)の実践講座で設立したホームページを活用して、体験講座に関する参加者募集等の情報発信を一体的に行う。

- a フライヤーの制作（PDFデータを納入する。印刷の有無・枚数については、本市と協議の上、決定する）
- b 専用ホームページの運営（実践講座で設立したホームページを活用し、参加者募集を行う）
- c SNS（X、Facebook、Instagram等）による情報発信

### イ 参加者の募集

参加者募集の広報は3(2)アのとおり実施するが、募集フォームについては、個人情報有するため、本市が指定するフォームを利用する。また、参加希望者に入力してもらう情報については、本プログラムの実施に必要なもののみとし、本市と協議の上、決定する。

### ウ 当日の運営補助

川崎市及び協力する市内企業の人員体制に応じて、体験講座当日の運営補助を行う。その場合、必要な人数・稼働時間等は本市と協議の上、決定する。

### エ アンケート結果を踏まえた事業実施効果の検証

体験講座参加者に対し、川崎市が実施したプログラム終了後アンケートを実施する。受託者は、そのアンケート結果を受領した後、事業実施効果の検証を行う。

## (3) 市内小学校向けアントレプレナーシップ教育用コンテンツに関する業務

令和7年度からは、かわさきジュニアベンチャースクール実践講座の取組を広く市内に普及させることを目的に、市内小学校の教育課程においてもアントレプレナーシップ教育が実施できるよう、学習用コンテンツの制作及びモデル校での実証授業を実施したところである。令和8年度からは、令和7年度の取組結果を踏まえ、より使いやすいコンテンツとなるよう改良・更新等を実施していく。

### ア 教育用コンテンツの改良・更新

令和7年度に制作したa～eの教育用コンテンツについて、モデル校での実証結果等を踏まえ、より使いやすいコンテンツとなるよう改良・更新等を行う。なお、改良等にあたっては、本市教育委員会との十分な打合せを行い、より学校教育への適合性や教育現場での実用性が高いものとなるよう工夫するものと

する。なお、コンテンツを用いる授業時間の目安は、2時限分（45分×2コマ）とする。

- a 【教員向け】授業の狙い・進め方の説明資料 ※動画 or PDF
- b 【教員向け】授業で使うスライド・ワークシートの解説資料
- c 【授業用】授業内で放映する説明動画 ※スポット放映
- d 【授業用】授業内で使うスライド・ワークシート
- e 【授業用】起業家講演動画

#### イ 市内小学校におけるアントレプレナーシップ教育授業の実施補助

3 (3)アの教育用コンテンツを用いて教員が授業を行う際、スムーズな授業が実施できるよう、必要に応じて、次のとおり事前・当日・事後のフォローを実施する。なお、実施補助にあたっては、本市教育委員会と十分な打合せを行い、本市の指導要領等に合わせた補助を行うものとする。

- a 授業実施前における教員への事前レクチャー（コンテンツの使い方、授業の進め方等）
- b 授業当日における教員の補助（1クラスあたり1名程度）
- c 授業後のフォロー（コンテンツへ反映するための教員及び児童からの意見聴取(アンケート実施等)）

#### (4) 事業実施報告書の作成・提出

本事業の終了後、3 (1)キ及び(2)エにある事業実施効果の検証結果等を含め、本事業の実施結果についてまとめた報告書を遅滞なく作成する。

#### (5) 成果物の提出

成果物は次に掲げるものとし、期限までに電子データで提出するものとする。なお、電子データの形式(PDF、MP4等)については、本市と協議の上、決定する。

- ア 事業実施報告書
- イ フライヤー（実践講座及び体験講座分）
- ウ 実践講座における講演映像記録
- エ 改良・更新等を行ったアントレプレナーシップ教育用コンテンツ

#### (6) その他

- ア 本事業の実施にあたっては、参加者の課題等を十分把握の上、参加者に対し成長を促す提案・助言を積極的に行うとともに、本市に対しても必要な提案・助言を行うこと。
- イ 参加者が想定する数を大幅に下回る場合は、本市と受託者で協議の上、委託業務内容または委託契約金額、またはその双方について変更を行うものとする（申込数の大幅な未達、選考による当選数の減少、どちらの場合も協議の対象とする）。
- ウ 本事業において本市に提出する報告書については、業務の実施により知り得た情報を原則として全て記載しなければならない。
- エ 業務の実施にあたり知り得た情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- オ 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- カ その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。